

中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について

(令和5年4月1日以降に取得したもの)

広陵町から認定された先端設備等導入計画に基づき新規取得した設備について、下記の要件を満たす場合、固定資産税が軽減されます。

対象者	先端設備等導入計画の認定を受けた者のうち、以下の者 ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 ※大企業の子会社を除く
対象設備	先端設備等導入計画に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した下記の対象設備のうち、以下の要件3つを満たすもの 要件①：年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること 要件②：生産、販売活動等の用に直接供されるものであること 要件③：中古資産でないこと 【設備の種類（取得価格）】 ・機械装置（160万円以上） ・測定工具及び検査工具（30万円以上） ・器具及び備品（30万円以上） ・建物附属設備（60万円以上）※家屋と一体となって効用を果たすものを除く

○特例割合及び適用期間について

貸上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例割合
無し	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	1/2に軽減
有り	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	1/3に軽減
有り	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	1/3に軽減